

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「第三条」を「第三条第一項及び第二項」に、「及び第七条」を「並びに第七条第二項」に改め、「へき地手当に準ずる手当」の下に「並びに第十一条の二第一項の規定による夜間学級業務手当」を加える。

第十条第一項中「へき地手当」の下に「及び夜間学級業務手当」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

（夜間学級業務手当）

第十一条の二 夜間学級業務手当の月額は、給料月額に百分の五（管理職手当を受ける者にあつては、百分の四）を乗じて得た額とする。

2 夜間学級業務手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。

一 出張中の場合

二 研修中の場合

三 勤務しなかつた場合（徳島県学校職員給与条例第十六条第一項の休職の場合及び病気休暇のうち公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病による場合を除く。）

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。